

委託業務契約書（案）

- 1 委託業務の名称 図書館システム等の構築業務委託（共同調達）
- 2 委託業務の内容 別添仕様書に定めるとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和5年12月31日まで
- 4 履行場所 が指定した場所及び受託者の申請により同館が承認した場所
- 5 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 6 契約保証金

上記委託業務について、発注者、（以下「甲」という。）と受託者、（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、令和5年（2023年）月日からこの契約が成立した時までの間に、乙が甲のために、甲からの委託業務として行った行為は、この契約書に基づき行った業務とみなすものとする。

（総則）

- 第1条 乙は、この契約書に基づき、別添仕様書（仕様において指定する書面を含む。以下「仕様書等」という。）に定める要件及び条件に従うほか、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この契約（第13条第2項及び第14条第2項の規定を除く。）及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 仕様書等に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。
- 8 甲は、前7項に規定する委託業務の履行の対価として、委託料を支払うものとし、金額は頭書契約金額の支払額によるものとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保として次に掲げる有価証券等の提供

ア 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

イ 日本国の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の10分の8以内で換算して得た金額

ウ 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 券面金額

エ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

オ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債券 債券証書に記載された金額

カ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(3) 乙が保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

(契約保証金の免除)

第2条の2 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(乙の履行義務等)

第3条 乙は、仕様書等及びこの契約書に基づき、自己の責任において、頭書の契約金額をもって、履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

2 委託業務の完了までに生じる必要な費用及び労力についての損失は、すべて乙の負担とし、完了前に履行不能となった場合には、乙は当該不能となった部分に相当する委託料の請求をすることはできない。ただし、当該履行不能が甲の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該

委託に係る業務遂行能力を持ち、第 21 条第 2 項に規定する契約解除要件に該当しない者を責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。

- 3 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係が無い旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。
- 4 乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第 2 項の協議に係る書面に添付するものとする。
- 5 乙から委託を受けた者はさらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務計画書の作成及び提出)

第 5 条 乙は、この契約の締結後、委託業務を遂行するために必要な作業工程及びそれに対応した業務遂行に関する計画書（以下「業務計画書」という。）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により業務計画書の提出があったときは、甲は、当該業務計画書の内容が仕様書等及びこの契約書の定めるところに合致するときに限り、これを承認するものとする。
- 3 前 2 項の規定は、業務計画書の内容を変更する場合に準用する。

(委託業務の調査等)

第 6 条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

(仕様書等不適合の場合の修補)

第 7 条 甲は、委託業務が仕様書等に適合しないこと（瑕疵）が判明したときは、乙に対して第 13 条第 4 項に定める検査合格の日から、1 年間についてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の場合においては、そのために契約金額を増額し、又は履行期限を延長することはできない。

(業務内容の変更等)

第 8 条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限の変更をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項における変更が、甲の責に帰する場合において、乙が著しい損害を受けたときは、乙は甲に対し損害賠償の請求ができる。ただし、賠償請求できる損害額は、当該変更又は一時中止による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まれないものとする。

(履行期限の延長)

第 9 条 乙は、天災地変その他自己の責によらない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第10条 履行期限内に経済事情の激変又は、予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第11条 乙は、委託業務の履行上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における遅延損害金)

第12条 甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。

2 前項の違約金は、委託業務のうち遂行済みの業務に対し甲が乙に支払うべき金額があるときは、当該支払い分から控除することができる。

(検査及び成果物の引渡し)

第13条 乙は、仕様書等、この契約書及び第5条に規定する業務計画書に定めるところにより、成果物を提出しなければならない。また、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して、委託業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了届を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとし、乙に対し、検査の立会及び成果物の内容説明を求めることができる。

3 前項の検査の結果、成果物の修補を要する場合は、乙は速やかに所定の修補を行い、再検査を受けなければならない。

4 甲は、第2項の履行確認検査又は前項の再検査に合格したときをもって、委託業務が完了したものとす。

(契約金額の支払い)

第14条 乙は、前条の規定による委託業務が完了したときは、所定の手続に従って当該委託業務に係る支払金額を請求することができる。

2 甲は、前項の正当な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第14条の2 乙は、甲の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当

該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(権利の帰属)

- 第 15 条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物(以下「本件成果物」という。)は、甲の所有とする。
- 2 本件成果物のうち、新規に発生した著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む)は、甲に帰属し、乙が複製、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。
 - 3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権について、乙はいかなる権利も主張できない。
 - 4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は原著作権者に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用および複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
 - 5 本件成果物及び前項の資料等に、乙が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む)が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
 - 6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
 - 7 本条の規定は、この契約の終了又は解除後も効力を有する。

(著作者人格権)

- 第 16 条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったときは速やかに甲の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

(著作権の登録・特許権等)

- 第 17 条 甲が文化庁又は一般財団法人ソフトウェア情報センターに対し第 15 条第 2 項の新規著作権の登録申請を行う場合には、乙は当該手続に協力しなければならない。
- 2 委託業務遂行の過程で甲及び乙が単独でなした発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下あわせて「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に単独で帰属するものとする。
 - 3 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有(持分は貢献度に応じて甲乙協議により定める。)とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。
 - 4 乙は、第 2 項に基づき特許権等を保有することとなる場合、甲又は甲の指定する者に対し、甲がこの契約に基づき図書館システムを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を無償で許諾するものとする。
 - 5 甲及び乙は、第 3 項及び前項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許

権等について、必要となる職務発明の承継手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など）を履践するものとする。

（権利不行使の保証）

第 18 条 甲又は甲の指定する者が、本件成果物を用いて本件業務及び本件業務の目的に沿った事業（本件契約終了後の事業を含む。）を実施するにあたり、乙は前条第 2 項及び第 3 項により乙が所有する特許権等に基づいて、甲又は甲の指定する者に対し、自ら権利侵害であるとの主張をせず、又乙の従業員及び再委託された場合における再委託先の従業員に権利侵害の主張をさせないことを保証する。

2 乙が前条第 2 項及び第 3 項の特許権等を第三者に承継させる場合に、乙は、当該承継人から甲又は甲の指定する者に対し、権利侵害の主張をさせない旨保証する。

3 本条の規定は、本件契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後もその効力を有する。

（第三者の権利侵害）

第 19 条 乙は、甲に対して、本件成果物が第三者の著作権、特許権等その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

2 本件成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 20 条 乙は、甲の書面による承諾なくして、この契約及びこの契約に関連して生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

（甲の契約解除権）

第 21 条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に委託業務の完了の見込みがないと認めたとき。

(2) 第 3 条の規定に違反したとき。

(3) 乙又はその使用人が検査若しくは監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反しこの契約の目的を達することができないと認めるとき。

(5) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から、この契約を解除すべき旨の提案があったとき。

(6) 第 22 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この契約に係る成果物が完成している場合を除き、この契約を解除する。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 役員等（乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは委託業務契約を締結する事務所の代表者を、乙が個人である場合にあっては当該個人以外の者で支配人であるもの又は委託業務契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる者
- (9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者
- (10) 第4条の規定により委託業務の全部又は一部を再委託した第三者が第1号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- (11) 第1号から第9号までのいずれかに該当する者を第4条の規定により委託業務の全部又は一部の再委託の相手方としていた場合（第10号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかった者

（契約が解除された場合等の違約金）

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合（第22条の規定により解除した場合を除く。）は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 前項の規定は、前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。この場合において、前項中「担保」とあるのは、「担保（利付国債に限る。）」と読み替えるものとする。

（乙の契約解除権）

第22条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に対して損害賠償を請求することができる。

(指揮命令等)

第 23 条 乙は、乙の職員に対する業務の遂行、労働時間、企業秩序の維持・確保等に関する指示等の管理を自ら行い、業務の処理について使用者としての労働関係法規上のすべての責任を負うものとする。

(作業場所等)

第 24 条 乙は、委託業務を甲の指定した場所又は乙の申請により甲が認めた場所で遂行するものとする。

- 2 前項に定める作業場所に関し甲及び乙は必要に応じ貸借契約を締結するものとする。
- 3 乙は、委託業務を実施するに先立ち、甲に責任者の氏名等、甲の指定する事項及び作業者の名簿を提出するものとする。

(身分証明書の携行)

第 25 条 委託業務に従事するものは、甲の管理する庁舎及び施設に立ち入る場合には必ず乙の発行する身分証明書を携行しなければならない。

(情報提供等)

第 26 条 甲は、乙がこの契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。

- 2 乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外には使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(機密保持)

第 27 条 乙及び乙の使用人は、委託業務の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱うものとし、他の目的に使用し又は第三者に開示・漏洩してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。
 - (1) 第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報
 - (2) 相手方又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報
 - (3) 公知のもの、又は相手側若しくは第三者から得た後、自己の責によらないで公知となった情報
- 3 乙及び乙の使用人は、この契約による業務を行うため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記 1「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。
- 4 甲は、乙又は乙の使用人が第 1 項の規定に違反した場合は、乙より契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を徴収する。
- 5 乙は、前項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害がある場合は、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。
- 6 乙又は乙の使用人が第 1 項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が第 4 項の規定により違約金を徴収することを妨げない。
- 7 本条の規定は、この契約の終了又は解除後も効力を有する。

(契約終了時の業務の引継、移行支援等)

第 28 条 この契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、乙は当該業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

2 データの移行、消去など、前項の必要な措置又は支援の具体的な内容については、仕様書等によるものとし、仕様書等に定めのないものについては甲乙協議のうえ定める。

(損害賠償)

第 29 条 乙は、第 15 条第 6 項及び第 27 条第 6 項に定めるほか、その責に帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項並びに第 15 条第 6 項及び第 27 条第 6 項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、乙は、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年 2.7 パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 30 条 この契約に関し紛争が生じた場合は日本国の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。この契約に関する調停、訴訟等は、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所を専属管轄裁判所とする。

(契約保証金等の還付)

第 31 条 甲は、第 13 条規定による引渡しを受けた場合又は第 22 条の規定により乙からこの契約を解除された場合において、第 2 条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、遅滞なく、当該契約保証金又は担保を返還しなければならない。この場合において、利息は付さないものとする。

(契約外の事項)

第 32 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年(20年) 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

情報セキュリティ対策特記事項

(基本的事項)

- 第 1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。
- 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

(守秘義務)

- 第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

- 第 3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

- 第 4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第 5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

- 第 6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告義務)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。